

仕様書

1 件名

松戸公共職業安定所 ブラインド交換工事

2 施工場所等

名称： 松戸公共職業安定所

住所等： 〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3階

連絡先： 047-367-8609 (51#)

担当者： 庶務係長 山口 (やまぐち)

3 施工時期

令和7年3月31日(月曜日)まで

4 工事概要

松戸公共職業安定所において、縦型ブラインドの生地交換を行うこと。

5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

6 施工条件

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所については、施工場所には駐車場がないため、近隣駐車場を利用することとし、駐車料金等は請負業者が負担すること。
- (4) 施工に当たり、必要な養生を施し安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後は発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 工事可能日は、土日祝日とする。時間は、原則として8時30分から17時00分までの間とする。いずれも、担当者の了承を得たときはこの限りではない。

7 仕様等

- (1) 松戸公共職業安定所において、3階に設置されている片開きブラインドが経年劣化により破損している状態となっているため、ブラインド生地の交換等を行うこと。交換する箇所についてはレイアウト図を参照すること。また、バーチカルレールは既存のものを使用すること。

【ブラインド参考商品】

メーカー：タチカワ

商品名：バーチカルブラインド(ツーコード) ミント遮熱

色：ホワイト (スラット No. V3016)

スラット性能：防炎・遮光1級・遮熱・抗菌・水拭き

【各ブラインド参考サイズ】

・レイアウト図①～③ 計3台

取付生地サイズ：W1900mm×H1700mm スラット幅：100mm

・レイアウト図①～⑩ 計30台

取付生地サイズ：W1800mm×H2200mm スラット幅：100mm

・レイアウト図①～⑤ 計5台

取付生地サイズ：W1800mm×H2150mm スラット幅：100mm

・レイアウト図①～⑫ 計21台

取付生地サイズ：W1400mm×H2150mm スラット幅：80mm

- (2) 窓付近にロッカーやキャビネット等の什器類が置いてあるため、作業の支障となる場合は施工場所担当者に相談し移動させること。耐震固定されている什器類については、ブラインド交換後什器類を元の位置に戻し耐震固定をすること。
- (3) 1階入口からエレベーター前までブルーシート養生を行ってから運搬搬入を行うこと。
- (4) 作業後は正常に使用できることを確認すること。

8 留意事項

- (1) 契約締結後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない(守秘義務)。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に必ず現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者に仕様等の確認を行うこと。現地確認を実施せずに見積書の提出を行い契約締結した場合、契約締結後に仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。
なお、確認の際は事前に「2」の現場担当者へ連絡し、承諾を得ること。
- (4) 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 施工に当たり、予測できない工事箇所が判明し見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書(任意様式)」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

9 再委託

- (1) 業務実施に当たり、委託業務の全部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方

の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。ただし、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。

- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

1 0 支払い・その他

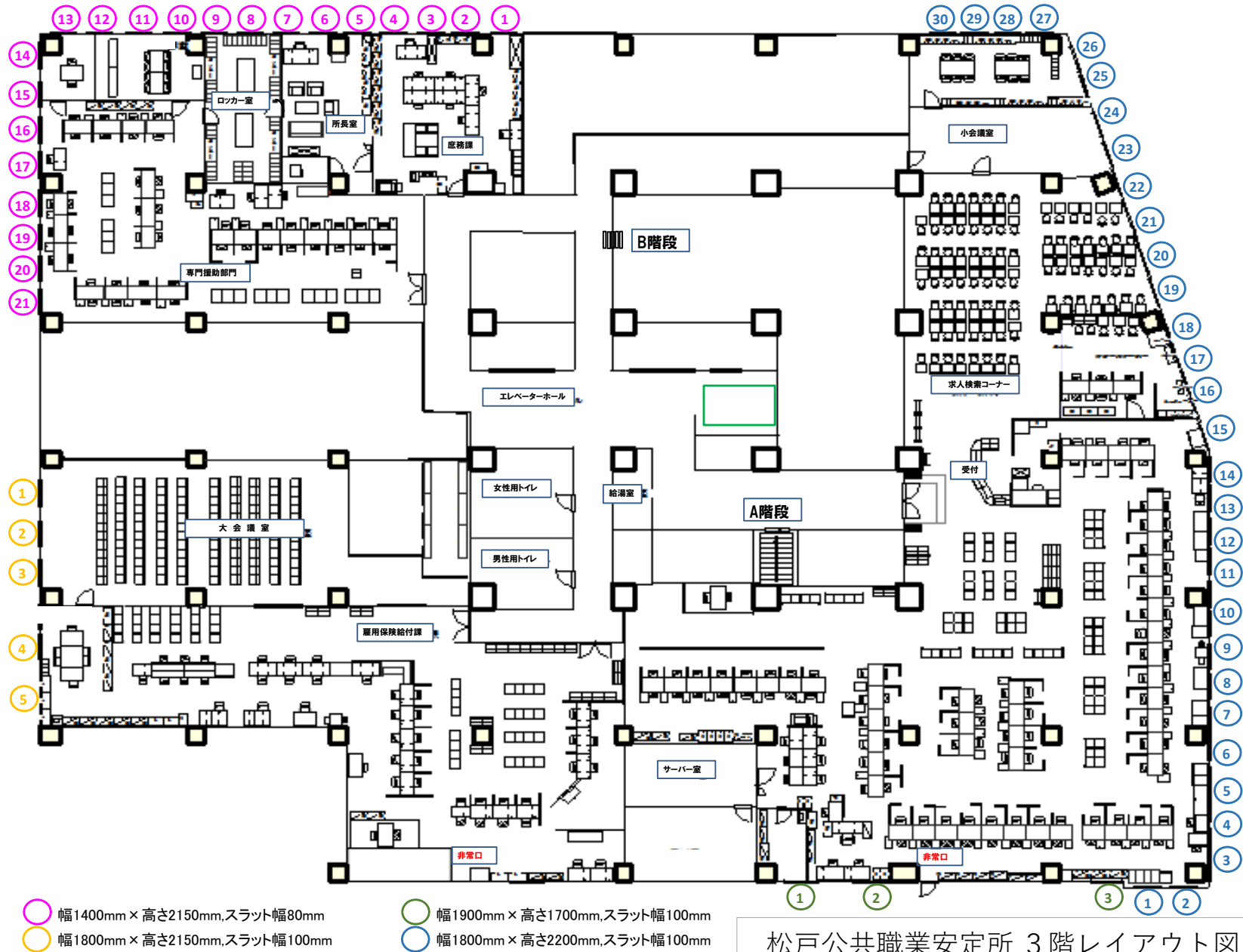
- (1) 工事完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込み支払うこととする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「**官署支出官 千葉労働局長**」とすること。
- (4) 施工期限内に工事完了が困難な場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めるときは、遅滞料を徴したうえで作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めるときはこの限りではない。
- (5) 仕様書及び配布資料に定めがない事項等の疑義が生じた場合は、1 1 契約担当者まで問い合わせること。

1 1 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎2階

TEL 043-221-4311 Mail kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp



松戸公共職業安定所 3階レイアウト図



松戸公共職業安定所
3階 職業相談第2部門
ブラインド②



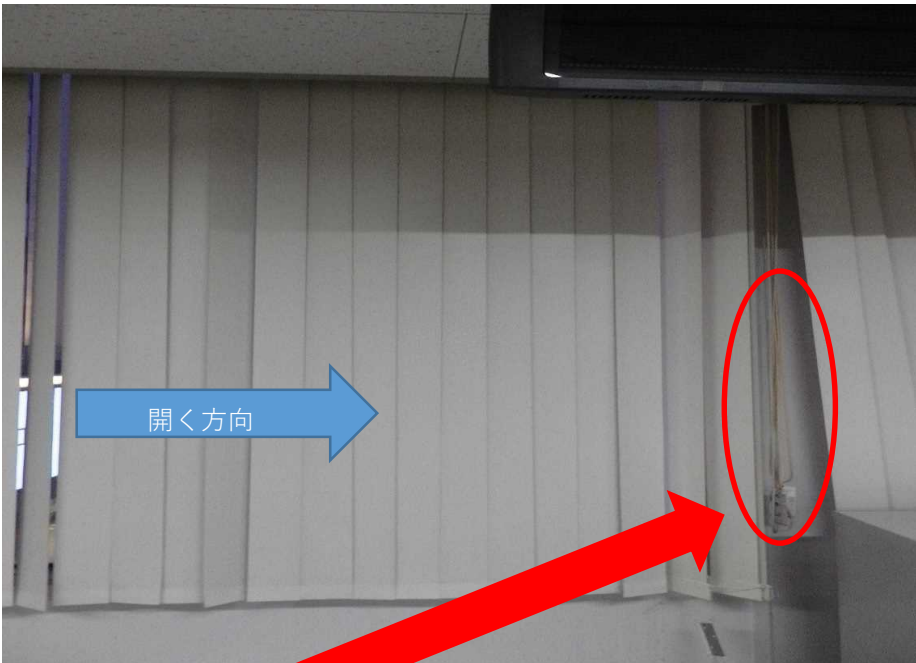
松戸公共職業安定所
3階 職業相談第1部門
ブラインド⑩



松戸公共職業安定所
3階 職業相談第1部門
ブラインド⑱



松戸公共職業安定所
3階 専門援助部門
ブラインド①



松戸公共職業安定所
3階 会議室
ブラインド②

紐2本

- グレーの紐でブラインドは横に開閉
- オレンジの紐でスラットが開閉



松戸公共職業安定所

3階 専門援助部門

ブラインド⑱

状態

破損している状態



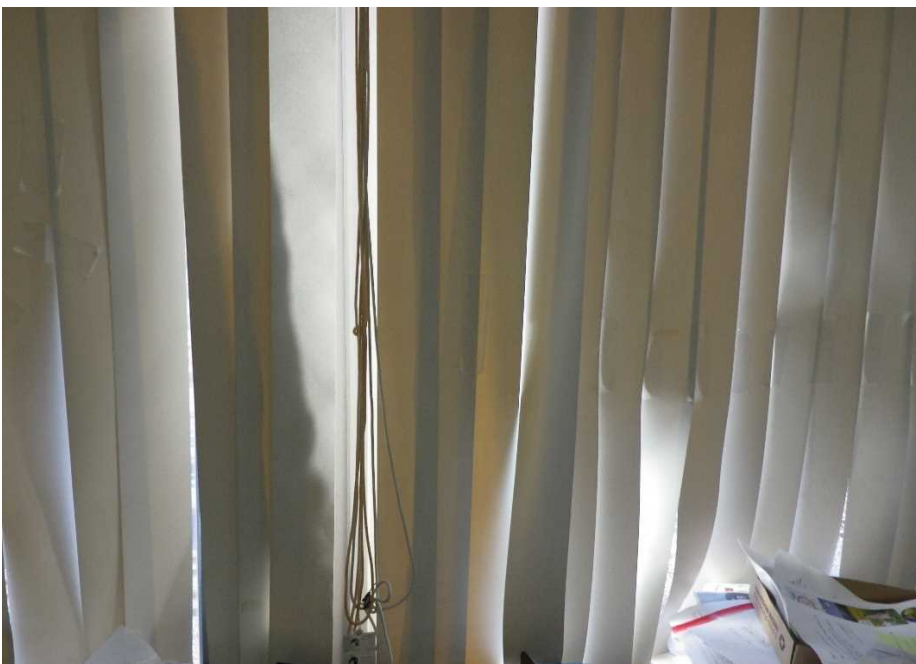
松戸公共職業安定所

3階 専門援助部門

ブラインド⑱

状態

応急処置



松戸公共職業安定所

3階 職業相談第一部門

ブラインド④

状態

破損



松戸公共職業安定所

3階

既存レール



松戸公共職業安定所

3階

既存レール



松戸公共職業安定所

3階

既存レール

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名「松戸公共職業安定所 ブラインド交換工事」

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項 :

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

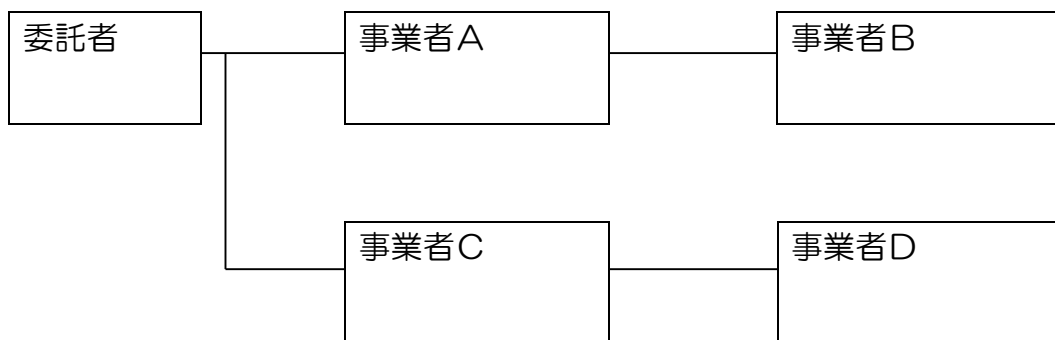
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名「松戸公共職業安定所 ブラインド交換工事」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名「松戸公共職業安定所 ブラインド交換工事」
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

